

一般社団法人等への信用保証制度の運用

(平成29年5月 国家戦略特別区域一般社団法人等保証制度要綱)

規制改革の内容

特例措置前

一般社団法人・財団法人は、信用保証協会の保証を受けることができない

特例措置

一般社団法人・財団法人が、信用保証協会の保証を受けることができる

効果

一般社団法人等の資金調達の円滑化による設立・活動の活性化を一層促進。

規制改革の概要

信用保証制度

金融機関

融資

一般社団法人
一般財団法人

部分保証(80%)

信用保証協会

損失補償(30%)

国

損失補償(25%)

地方自治体

一般社団法人・一般財団法人の
資金調達の円滑化

社会的課題を解決する一般社団法人
等の設立・活動の活性化の促進

